

【別紙】

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 こうの眼科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F
- (3) 設立認可年月日 平成15年9月11日
- (4) 設立登記年月日 平成15年9月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 こうの眼科医院	長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月24日 令和4年度決算の決定・理事及び監事の改選

様式 3 - 4

法人名 医療法人 こうの眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F

貸 借 対 照 表

(令和5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,626	I 流動負債	1,595
II 固定資産	16,251	II 固定負債	11,998
1 有形固定資産	4,137	負債合計	13,593
2 無形固定資産	150	純資産の部	
3 その他の資産	11,964	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	36,284
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	44,284
資産合計	57,877	負債・純資産合計	57,877

様式4-2

法人名 医療法人 こうの眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2F

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月 1日 至 令和5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	50,965
2 事業費用	58,435
本来業務事業損失	7,470
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	7,470
II 事業外収益	1,322
III 事業外費用	65
経常損失	6,213
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	6,213
法人税等	78
当期純損失	6,291

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 こうの眼科医院

* 医療法人整理番号

所在地 長崎市大橋町7-20 栄久ビル2F

財産目録
(令和5年9月30日現在)

1. 資産額	57,877 千円
2. 負債額	13,593 千円
3. 純資産額	44,284 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A・流動資産	41,626
B・固定資産	16,251
C・資産合計 (A+B)	57,877
D・負債合計	13,593
E・純資産 (C-D)	44,284

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借)
建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人こうの眼科医院
理事長 河野 峰子 殿

私は医療法人こうの眼科医院の令和5年会計年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月24日

医療法人 こうの眼科医院
監事 河野 佑介

